

第10号議案

府中市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 16 日

提出者 府中市長 高野律雄

(説明)

市職員の住居手当等を見直すため、所要の改正を行うものであります。

府中市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

府中市職員の給与に関する条例（昭和29年6月府中市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

（【 】は注記である。）

改正後	改正前
<p>（住居手当）</p> <p>第9条の3 住居手当は、世帯主（これに準ずる者を含む。）である職員のうち、満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある職員（別表第1の適用を受ける職員のうち、職務の級が4級以上である職員を除く。）で、自ら居住するため住宅（賃間を含む。）を借り受け、月額15,000円以上の家賃（<u>使用料を含む。</u>以下この条において同じ。）を負担するものに支給する。</p>	<p>（住居手当）</p> <p>第9条の3 住居手当は、世帯主（これに準ずる者を含む。）である職員のうち、満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある職員（別表第1の適用を受ける職員のうち、職務の級が4級以上である職員を除く。）で、自ら居住するため住宅（賃間を含む。）を借り受け、月額15,000円以上の家賃（<u>使用料を含む。</u>）を負担するものに支給する。</p>
<p>2 <u>住居手当の月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>（1） <u>前項の職員のうち、満27歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものであつて、月額3万円以上の家賃を負担するもの 3万円</u></p>	<p>2 <u>住居手当の月額は、15,000円とする。</u></p>

(2) 前項の職員のうち、前号に掲げるもの以外のもの

15,000円

3 省 略

(通勤手当)

第10条 省 略

2 省 略

(1) 前項第1号に掲げる職員 6月を超えない範囲内で、月の初日からその月以後の月の末日までの期間として市の規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、市の規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この条において「運賃等相当額」という。）

(2) 前項第2号に掲げる職員 自転車等の片道の使用距離の区分に応じて1月当たり32,000円（身体に障害を有する職員で、市の規則で定めるところにより通勤が困難であると認められるものにあつては、78,900円）を超

3 省 略

(通勤手当)

第10条 省 略

2 省 略

(1) 前項第1号に掲げる職員 6月を超えない範囲内で、月の初日からその月以後の月の末日までの期間として市の規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、市の規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給対象期間の月数（以下「支給月数」という。）で除して得た額が15万円を超えるときは、15万円に支給月数を乗じて得た額

(2) 前項第2号に掲げる職員 1月当たり2,000円（その使用する自転車等が原動機付のものである場合にあつては、1月当たり2,300円）

えない範囲内で市の規則で定める額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用しないで、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して市の規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額に支給対象期間の月数（次項において「支給月数」という。）を乗じて得た額の合計額、第1号に定める額又は前号に定める額に支給月数を乗じて得た額

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、市の規則で定める交通の用具の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が市の規則で定める要件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市の規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 5,000円を超えない範囲内で1月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市の

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用しないで、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して市の規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額に支給月数を乗じて得た額の合計額（その額を支給月数で除して得た額が15万円を超えるときは、15万円に支給月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額に支給月数を乗じて得た額

【追 加】

規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 運賃等相当額を支給月数で除して得た額、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、15万円に支給月数を乗じて得た額とする。

5 前3項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員に係る通勤手当の額は、支給対象期間当たりの通勤回数を考慮して市の規則で定める額とする。

6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、市の規則で定める。

【追 加】

3 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員に係る通勤手当の額は、支給対象期間当たりの通勤回数を考慮して市の規則で定める額とする。

4 前3項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、市の規則で定める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。